一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第三十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行額　額面金額で二百六十二億三千三百七十七万円（平成二十四年度予算分）
五　最低額面金額　一万円
六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七　発行日　平成二十五年五月十五日
八　発行価格　額面金額百円につき百円
九　利率　年〇・〇五パーセント
十　初期利子　平成二十五年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二　償還期限　平成二十八年五月十五日
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　払込期日　平成二十五年五月十五日
十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店
十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十六年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年五月十五日から平成二十六年十一月十五日前までの間の場合

$$額面金額 \times \frac{79.685}{100} \times 2 - 受入経過利子に相当する金額$$

（額面金額＋経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない場合（次号において同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.05}{100} \times \frac{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}{365}$$

㈡　平成二十六年十一月十五日以後の場合

$$額面金額＋経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年五月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年十一月十五日から平成二十六年五月十五日前までの間の場合

$$額面金額＋経過利子に相当する金額 - （利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}$$

＋経過利子に相当する金額）－受入経過利子に相当する金額

㈡　平成二十五年十一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十八　元利金支払場所　日本銀行

## ○農林水産省告示第千九百十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年十月二日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年六月十一日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第10722号
2　登録年月日　平成14年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ローザ　ウマコシ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
馬越勝美
北海道深川市音江町１丁目１番41号

1　登録番号　第10640号
2　登録年月日　平成14年９月30日
3　農林水産植物の種類
Lolium perenne L.
4　登録品種の名称　ヤツユタカ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
山梨県
山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

1　登録番号　第10648号
2　登録年月日　平成14年９月30日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　フラッペ　ストロベリー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第10678号
2　登録年月日　平成14年９月30日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　パミレラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニコレッタ　パラッタ
イタリア共和国　18038　サンレモ（ＩＭ）
ビア　デュカ　デグリ　アブルッチ　149

1　登録番号　第10723号
2　登録年月日　平成14年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　タンルペザ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上１丁目12番１号